

決 定 書

申立人 京都一滋賀地域合同労働組合

被申立人 伏見織物加工株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立ての要旨

申立人である京都一滋賀地域合同労働組合（以下「組合」という。）は、被申立人である伏見織物加工株式会社（以下「会社」という。）が、組合の組合員Aに対し、平成10年9月1日以降、以下の①～④の不当労働行為を行ったとして、会社に対して、不当労働行為の中止並びに謝罪文の手交及び掲示を命じることを求めて、平成11年5月7日、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。

- ① 会社の顧問弁護士であるBの指示により、会社の代表取締役であるC及び会社の人事部長であるDら会社幹部が先頭となって、Aと一言も喋らないという村八分行為を徹底的に行った。
- ② 会社内の申立外労働組合である伏見織物加工労働組合に、Aが組合の組合員であるとの情報を流し、同労組を使って、Aと一言も喋らないという村八分行為を会社内で徹底させた。
- ③ 会社内で一言も話すことができないという状況にAを精神的に追い詰めて、脅迫し、そのことをも使いながらAの雇用条件についての利益を条件にした買収工作を行った。
- ④ Aをして組合からの脱退を強要し、労働委員会へ虚偽の陳述書を提出させ、虚偽の証言をさせた。

2 本件の審査経過等

- (1) 組合及び組合の執行委員長であるEが会社を被告として提訴した京都地方裁判所における損害賠償請求事件の口頭弁論期日（平成10年9月1日）の原告本人尋問において、Eは、Aが組合結成時からの組合員であると初めて明らかにした。Dは、これを傍聴していた。
- (2) 平成11年1月29日、第3・第5伏見織物加工併合事件（京労委平成9年（不）第5号・平成10年（不）第1号）の第6回審問において、申立人は前記(1)のEの本人調書を当委員会に書証として提出したが、Aを証人として申請しなかったため、審査委員は、Aが組合の組合員であるか否かを確かめるため、Aを職権証人として採用し尋問することを決定し

た。しかし、3月11日、Aから、職権証人呼出状に対し、出頭しないと
の回答とともに、「私は京都滋賀地域合同組合とまったく関係ありません
又その様な組合には入ったこともありません 私が何のために証人と
して呼出しを受けるのかわかりませんので出席はいたしません 平成3
年3月京都自立労働組合に名前をかしてくれといわれ何も分からずに名
前をかしましたがその後すぐに何かおかしいのでやめると言いました E
はよしワカッタと言いました そのあと何も話しはしていませんのでま
ったく関係はありません 以上のことから出席はいたしません」と記載
した文書（以下「不出頭理由書」という。）が、当委員会会長あてに提出
された。

- (3) 平成11年7月5日の本件第2回調査において、組合は、Eと会社の元
従業員であるFとの3月12日の電話での会話の録音テープの反訳書面を、
不出頭理由書に関する書証として提出した。
- (4) 10月5日の本件第1回審問において、組合は、結成大会の書類として
平成7年3月12日付け書面を書証として提出したが、同書面は大学ノー
トを1枚切り取ったものであった。同書面には、表題はなく、「京都・滋
賀地域合同労組」の記載及び組合役員の記載があり、そこに「委員長 E」
及び書記長「A」の署名捺印、また、「伏見織物加工支部委員長E」の署
名、同副委員長「A」の署名捺印がなされている。
- (5) 同審問において、Eは次の趣旨の供述をした。
 - ① Aは、組合結成時に結成者の一人として参加しており、その後、A
本人もやめるとはっていないから、Aは現在も組合の組合員である。
 - ② 前記(4)の書面は、平成7年3月12日の結成大会のときの役員となる
人の名簿である。当時、組合加入者から加入届はもらっていない。
 - ③ 組合は組合費を徴収しているが、Aは数年前から組合費を払ってい
ない。滞納についてとやかくいわない。義務だから払えということでも
って要求していくという形はとらない。
 - ④ Aは、組合結成時の書記長であり、組合の伏見織物加工支部の副委
員長であるが、何年も前から書記長や副委員長としての実質的な仕事
はできていない。
 - ⑤ Aは、組合の執行委員会に何年も前から参加していない。組合大会
にも結成大会後参加していない。
 - ⑥ 前記(2)のAの職権証人採用の際、組合からはAに出席を要請しなかつ
たかもしれない。不出頭理由書についてAに事情を聞いたことはない。
- (6) Eは、併合前の第3伏見織物加工事件（京労委平成9年（不）第5号）
の平成10年6月16日の第3回審問において、その時点の組合の役員は委
員長と会計の2人であると供述した。
- (7) 平成11年6月15日、申立人は、B及びその所属事務所である葵法律事
務所を当事者として追加することの申立てを行ったが、9月3日の第1842

回公益委員会議において、当事者として追加を行わないことと決定し、同月21日付けで、組合、B及び葵法律事務所あてに通知した。

3 争点

- (1) 申立人が被申立人により不当労働行為が行われたと主張する平成10年9月1日以降、Aは組合の組合員であったか。
- (2) 被申立人によるAに対する前記1の①～④の事実があったか、あったとすれば、それが不当労働行為に該当するか。

4 争点(1)に対する判断

(1) 当事者の主張

申立人は、Aが組合結成時に結成者の一人として参加し、その後A本人もやめるとはっていないから、現在も組合の組合員であると主張する。これに対し、被申立人は、Aは会社のパートタイマー従業員であるが、会社内には組合の組合員は存在せず、したがって、組合が会社を被申立人として不当労働行為救済の申立てをする権利を有しないと主張する。

(2) 判断

申立人は、前記2の(4)の書面等を根拠に、Aが、組合の結成時以降、組合の組合員であり、書記長等の役員をしていたと主張し、Eはこれに沿う供述をしている。しかし、①Aから前記2の(2)の不出頭理由書が提出されており、②前記2の(5)のとおり、Eも、Aが数年前から組合費を払っておらずこれに対し組合が組合費の滞納について納入するよう要求していないこと、Aが何年も前から組合の書記長や組合の伏見織物加工支部副委員長としての実質的な仕事をしていないこと、結成大会後の組合大会や執行委員会にも参加していないこと、を認めており、③前記2の(2)のAを職権により証人として採用した際、Aが組合の組合員であるとするれば、組合が同人に出席要請等をしないことは考え難いことであるが、EがAに出席を要請したり、不出頭理由書について事情を聞いた形跡もない。以上のことからすると、申立人が不当労働行為が行われたと主張する平成10年9月1日以降において、Aが組合の組合員であると認めることはできない。

なお、申立人は、不出頭理由書の内容がまったくの嘘であり、Aが会社の指示により同文書を書いたものであると主張するが、これに沿うEの供述等はたやすく信用することはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。

したがって、Aが組合の組合員であるとは認められない以上、争点(2)について判断するまでもなく、Aに対する不当労働行為が成立する余地はなく、本件申立ては却下せざるを得ない。

なお、付言すると争点(2)について、申立人は、会社が、Aに対し村八分行為を行い、更に、Aに対し組合からの脱退を強要し、当委員会への虚偽の陳述書を提出させた等と主張するが、申立人の主張を認めるに足

る証拠はない。

よって、申立人は本件不当労働行為について救済を求める適格がないのであるから、労働委員会規則第34条第1項第5号の規定により、主文のとおり決定する。

平成12年3月8日

京都府地方労働委員会
会長 安枝 英紳 ㊟